

様式第 16 号(法第 11 条公告)

石岡市告示 517 号

石岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供します。

当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告します。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 6 月 30 日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 7 年 5 月 29 日

石岡市長 谷島 洋司

1 石岡農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

（1） 縦覧期間

令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

（2） 縦覧場所

石岡市柿岡 5680 番地 1

石岡市八郷総合支所 産業戦略部農政課

2 意見書の提出について

（1） 意見書の提出先 石岡市産業戦略部農政課

（2） 提出方法 個人の場合にあつては住所及び氏名、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び法人の所在地を記載してください。

（3） 提出期限 令和 7 年 6 月 30 日まで

3 異議の申出について

（1） 異議の申出先 石岡市産業戦略部農政課

（2） 申出方法 異議申出人は、個人の場合にあつては所定の様式に氏名、年齢及び住所を記載し提出してください。法人の場合にあつては所定の様式に法人名、代表者等の氏名及び法人の所在地を記載した書面に押印し、その資格を証明する書面を添付し、提出してください。

（3） 申出期限 令和 7 年 7 月 15 日まで